

## 事前評価調書

I 事業概要																																																									
事業名	農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）																																																								
地区名	矢作中部地区																																																								
事業箇所	岡崎市西本郷町 外 安城市高木町 外																																																								
事業のあらまし	<p>本地区は愛知県の中央部、岡崎市の東部及び安城市西部に位置する水田地帯である。</p> <p>一次整備はされているものの、用水についてはU型水路の老朽化が著しく配水に苦慮しているうえ、区画が狭小で効率的な営農が行えていない。営農については、水稻と転作の小麦、大豆を中心に行なわれている。畑地化された水田ではイチゴ、ナス、大根などが作付けされている。施設管理については、農家の高齢化などにより、将来に不安が生じている。</p> <p>これらのことから、現状のままでは農業経営の合理化を図ることが困難であり、担い手への農地利用集積も進まない状況である。このため、畦畔除去による大区画化に併せ、用水路の管水路化を実施し、維持管理費や営農労力の軽減と生産性の向上を図り、農業の持続的発展と担い手等への利用集積を進め、農業経営の合理化を目指す。</p>																																																								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水施設の整備及び大区画化により労力の軽減を図り、担い手への農地利用集積率を高める。</p>																																																								
事業費	事業費		内訳																																																						
	9.9億円	■工事費 8.2億円、■用補費 0.2億円、■その他 1.5億円																																																							
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 35 年度																																																			
事業内容	区画整理工 114.8ha 用水路工 21.1km																																																								
II 評価																																																									
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は、農業基盤の整備は実施されているものの、ほ区の区画形状が小さいため、大型機械の導入が困難な状況にある。また、既存の用水路は、ほとんどが開水路であり、配水管理に多大な労力を要している。</p> <p>今後、高齢化により農業従事者の減少がさらに進むことが予想され、農村環境の荒廃や農業の存続が危ぶまれていることから、担い手が将来に渡って地域の農業を支えることができるよう、農地を整備する必要がある。</p>																																																							
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農村環境の荒廃や農業存続への不安要因となっている農地の区画、用水路の農業基盤の整備を速やかに実施し、担い手への農地利用集積を推進する必要がある。</p>																																																						
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・区画整理工 ・用水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td></td> <td colspan="3">8.4</td> <td></td> <td colspan="2">1.5</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種 区分	調査・設計	←→							用地補償		←					→	工事		←					→	・区画整理工 ・用水路工		←					→	事業費(億円)			8.4				1.5	
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																
工種 区分	調査・設計	←→																																																							
	用地補償		←					→																																																	
	工事		←					→																																																	
	・区画整理工 ・用水路工		←					→																																																	
事業費(億円)			8.4				1.5																																																		
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																								

判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・担い手農家への農地利用集積率 ・営農状況		